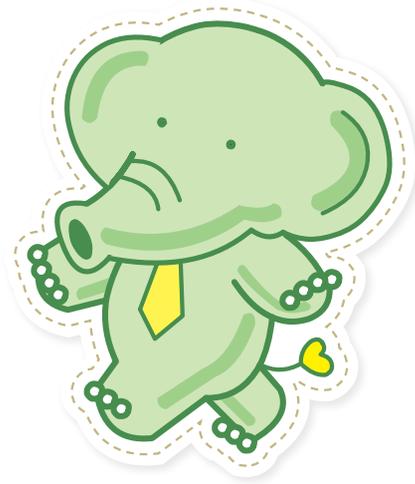
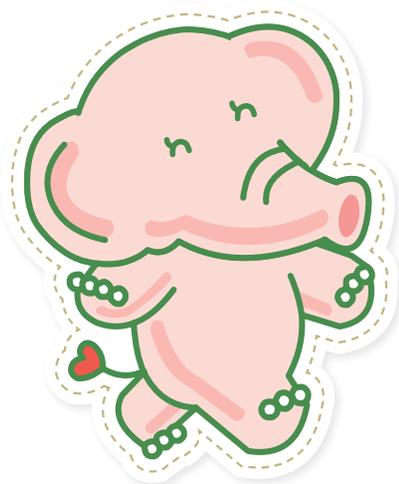


協会けんぽから新しく加入された
日本郵政グループ社員の皆さまへ

ゆうせい共済特別号 Vol. 8

保存版



本誌は2022年10月1日現在のものになります。
今後、各種制度やサービス内容は変更となる可能性があります。
最新の情報は当共済組合ホームページをご覧ください。

日本郵政共済組合

はじめに

本誌は組合員の皆さまに、より日本郵政共済組合について知っていただけるよう概要についてまとめた冊子になっております。お手元に大切に保管し、必要に応じてご活用ください。

また、各種制度やサービスの利用の際に必要な所定の様式は、原則ご本人が共済組合ホームページからダウンロードいただきます。なお、一部申請につきましては電子申請もご利用いただけます。

この本の用語解説

1 組合員

協会けんぽに加入されていて、以下の日本郵政グループ各社等にお勤めの皆さまは、自分の意志によることなく、2022年10月1日以降、法律の改正により共済組合の組合員となります。

- 日本郵政株式会社（かんぽの宿含む）
- 日本郵便株式会社
- 株式会社ゆうちょ銀行
- 株式会社かんぽ生命保険
- 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構
- 日本郵政共済組合

組合員は共済掛金を納めることで共済組合が行っている各種制度を受けることができます。

2 被扶養者

被扶養者とは、主として組合員の収入によって生計を維持しており、共済組合が被扶養者として認定した組合員の親族の方です。

親族を被扶養者にするには、原則、組合員本人による共済組合への手続きが必要です。

3 任意継続組合員

退職後も引き続き共済組合に加入する方です。任意継続組合員は任継と略されることがあり、任継の期間は退職直後からの2年間です。

4 組合員証（保険証）

加入したときに組合員の皆さまに交付する水色のカードのことです。

組合員証は共済組合の組合員であることの証明書で、医療機関で治療等を受けるときに必要です。

5 被扶養者証（保険証）※

組合員の申告により、共済組合が組合員の被扶養者として認定したときに交付する水色のカードのことです。

被扶養者証は共済組合の被扶養者であることの証明書で、医療機関で治療等を受けるときに必要です。

※正式名称は「組合員被扶養者証」といいます。



6 組合員証等

以下の各種「証」等を、まとめて「組合員証等」と称しています。

- 組合員証（保険証）
- 被扶養者証（保険証）
- 限度額適用認定証
- 限度額適用・標準負担額減額認定証
- 特定疾病療養受療証
- 一部負担金等免除証明書

※退職したときや被扶養者の認定を取消すときは該当する証を返納しなければなりません。

7 掛金

共済組合が事業を行うための財源の一つです。

短期組合員の皆さまが納めた掛金は次のもので構成されています。

- 短期掛金（医療費等）
- 介護掛金（介護納付金納付）

掛金率の変遷等は共済組合ホームページをご覧ください。

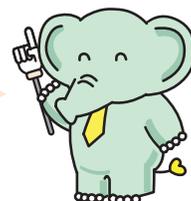
区分	掛金・保険料率（2022年4月1日現在）	
	短期	介護※
短期組合員	44.10 1000	9.61 1000
任意継続組合員	88.20 1000	19.22 1000

※ 40歳以上65歳未満の組合員が対象

8 標準報酬

標準報酬は、共済組合の掛金や給付金等の計算の基礎となります。決定又は改定された標準報酬の等級及び標準報酬の月額は、毎月の給与支給明細に印字されます。

給与支給明細の備考欄等に記載されています！



詳しくは共済組合ホームページをご覧ください。

9 KKR（国家公務員共済組合連合会）

国家公務員共済組合法により設けられた、国家公務員等が加入する共済組合の連合組織です。国家公務員等の年金に関する業務のほか、全国に医療施設や宿泊施設等を運営しており、短期組合員の皆さまも利用することができます。

各種サービスにつきましては、KKRのホームページをご覧ください。

また、長期組合員のみ利用が可能なサービスもありますのでご注意ください。

長期組合員と短期組合員について

共済組合の組合員は、「長期組合員」と「短期組合員」に分かれます。共済組合では、フルタイム勤務の正社員や高齢再雇用社員を「長期組合員」、短時間勤務職コースの正社員や高齢再雇用社員、非正規社員等を「短期組合員」と区分することになりますので、今回新たに日本郵政共済組合に加入となる皆さまは「短期組合員」となります。

「日本郵政共済組合」へ加入となる背景

「協会けんぽ」から「日本郵政共済組合」へ加入になる方がいる背景には、**法律の改正**があります。

法律の改正とは？

2020年6月5日に年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が公布され、それに伴い2022年10月1日より「**被用者保険^{*}の適用拡大**」が行われました。

※被用者保険とは、会社や組織に雇われている方（会社員や公務員等）が加入する、健康保険組合や共済組合のことです。

被用者保険の適用拡大とは？

被用者保険の適用拡大とは、「同じ職場で働く社員に同じ健康保険（共済組合）を適用する」ことを指します。

これまでは、同じ職場で働いていても、フルタイム勤務の正社員は共済組合、短時間勤務の正社員や非正規社員は協会けんぽと健康保険が異なっていたことから、給付内容に差があるなどの課題がありました。しかし、今回の被用者保険の適用拡大によりこれらの課題が解消されることとなります。

● 以下の条件に当てはまった方が2022年10月より「日本郵政共済組合」へ加入となりました。

- ① 週の所定労働時間が20時間以上
- ② 月額賃金が88,000円以上（年収換算で約106万円以上）
※所定労働時間や所定内賃金で判断し、残業時間等は含みません
- ③ 2か月を超える雇用の見込みがある
- ④ 学生でない

日本郵政グループ会社に勤務していることや協会けんぽに加入していたこと以外に、この4つの条件に当てはまった方が、今回、日本郵政共済組合員となったのです。



以下の方であっても共済組合に加入となります！

- ・ 2つ以上の事業所に勤務する方のうち一定の条件に該当する方
- ・ 雇用条件通知書において、2022年11月30日までの雇用期間と定められており、かつ、雇用延長の見込みがない方

※日本郵政グループのほか、国共済法、地共済法、私学共済法が適用される事業所に勤務する方は、加入する健康保険の調整が必要ですので、共済センターまでご連絡ください。

表で確認！ 対象者と変わることに！

2022年10月1日より

社員区分	勤務時間	健康保険 (短期給付)	年金保険 (長期給付)	区分
正社員 (シニア職コースを含む)	フルタイム	日本郵政共済組合	厚生年金保険 (国家公務員共済組合)	長期組合員
高齢再雇用社員	短時間		厚生年金保険 (日本年金機構)	短期組合員
非正規社員 (アソシエイトを含む)	週20時間以上			

2

共済組合のしくみ

日本郵政共済組合について

共済組合は毎月皆さまに納めていただく掛金等をもとに、組合員の皆さまへ医療費の給付等の短期給付事業や、人間ドック等の助成といった福祉事業を行っています。

短期給付事業

「医療費等の給付」

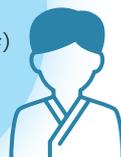
皆さまが組合員証等を使用して病院にかかったとき、本人負担分(2割～3割)以外の、残りの8割～7割を組合員全員の掛金で負担しています。



福祉事業

「検診費等の助成」

健康で働き続けるための予防医療(人間ドック、がん検診の助成及び特定健診)の取り組みやレクリエーション助成を組合員全員の掛金で負担しています。



共済掛金制度の概要

掛金とは？

協会けんぽで徴収されていた「健康保険料」は、共済組合では「**掛金**」として徴収されます。

掛金は、組合員一人ひとりの「**標準報酬月額**」によって金額が異なり、毎月の給料やボーナスから控除されます。

標準報酬月額とは、共済組合の掛金や給付金の支給額の基礎となるもので、毎月の給与支給明細で通知されます。

掛金はいつ納めるの？

協会けんぽでは加入対象月の翌月に健康保険料が控除されていましたが、共済組合では、当月に掛金が控除されます。そのため2022年10月は、9月分の協会けんぽの健康保険料と、10月分の日本郵政共済組合の掛金が徴収されることとなりますので、ご了承ください。

日本郵政共済組合加入月及び前後月の給与精算イメージ



10月は手取給与額が減ります

掛金の算出方法

掛金の金額は個々に決定された標準報酬月額に掛金率を乗じることで算出します。

標準報酬月額 150,000円の場合(※) $150,000 \times (44.10/1000) = 6,615 \text{円}$
 → **6,615円**が短期掛金として毎月の給与から控除されます

※標準報酬月額150,000円：給与月額146,000円以上155,000円未満の方(2022年4月現在の掛金率のため、将来、変更になる場合があります。)

40歳以上の方は同様の計算(掛金率9.61/1000)により、別途、介護掛金が控除されます。

組合員証について

【組合員証の見方】

日本郵政共済組合 本人（組合員） 00000001

① 令和04年10月01日交付

② 記号 — 番号 01234567 (枝番) 00

氏名 郵政 太郎

性別 男

生年月日 昭和60年04月01日

③ 資格取得年月日 令和04年10月01日

発行機関所在地 〒330-9792埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

④ 保険者番号 31110281 名称 日本郵政共済組合

見本

※ 氏名の漢字は、JIS規格第1及び第2水準の文字のみ表示されるため、一部の漢字は変換（『高・崎・濱・柳』⇒『高・崎・濱・柳』等）又はカタカナで表記されます。

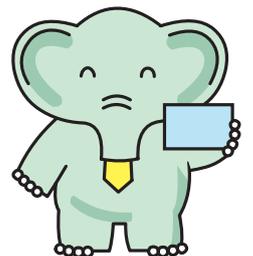
- ① 組合員証が実際に発行された日です。
- ② ここに記載されている番号は、組合員番号を記載しています。共済組合への問い合わせや、申請等に必要の番号です。「(枝番)」は被扶養者の方も同じ番号が使われるため、区別をするために記載されています（枝番表記例：被扶養者が1名のとき…組合員証「00」被扶養者証「01」）。
- ③ 被保険者として認定された日です。入社日とは異なることがありますのでご注意ください。
- ④ 加入している健康保険の番号です。共済組合では特定健診の受診券の発行や、団体積立年金保険「みらい」の資料請求等に必要です。

組合員証等の交付について

組合員証（保険証）の交付

入社すると組合員証（保険証）が交付されます。
※交付にあたり、組合員の手続きは不要です。

2022年10月1日に協会けんぽから共済組合に加入になった方の組合員証は、10月20日頃にお勤め先へ到着予定です。



● 組合員証（保険証）の発行スケジュール

入社から2週間程度で、原則、組合員の自宅あてに郵送されます。
※4月など新規組合員が多くなる時期は発行までに更に日数がかかります。

被扶養者証の発行方法について

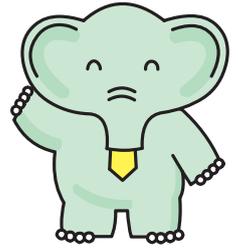
2022年10月1日に協会けんぽから共済組合
加入になる場合の手続き方法等

..... P 6 ~ P10

家族を被扶養者にするとき
～被扶養者の認定～（通常の手続き方法等）

..... P11 ~ P16

P6～P10の手続きについて
は特別号Vol.4～Vol.7でも
詳細をお知らせしています。



2022年10月1日に協会けんぽから加入になる場合の手続き方法等

① と ② のどちらにあてはまりますか？

1

- 2022年7月1日～2022年9月1日の期間、協会けんぽから共済組合へ被扶養者データの提供に同意した方（不同意の申出をしなかった方）
- 2022年9月1日～2022年9月30日の期間に協会けんぽの被保険者となった方で「被扶養者証発行申請書」を提出された方

2022年10月20日頃に
組合員の皆さまのお勤め先に到着
予定です！

被扶養者証を受取後にご確認
いただきたい事項等がございます。

P7 もご一読ください。

2

- 2022年7月1日～2022年9月1日の期間、協会けんぽから共済組合へ被扶養者データの提供に不同意の申出をされた方
- 2022年9月1日～2022年9月30日の期間に協会けんぽの被保険者となった方で「被扶養者証発行申請書」を提出しなかった方

発行には手続きが必要
となります！

P8 をご確認ください。

P6で ① に該当した方

- 2022年7月1日～2022年9月1日の期間、協会けんぽから共済組合へ被扶養者データの提供に同意した方（不同意の申出をしなかった方）
- 2022年9月1日～2022年9月30日の期間に協会けんぽの被保険者となった方で「被扶養者証発行申請書」を提出された方

被扶養者証を受け取り後、必ずご確認ください！



被扶養者の方について以下の項目にあてはまるものはありますか？

次の項目にあてはまる場合は共済組合の被扶養者になることができません。手続きが必要となりますので必ずご確認ください。

なお、該当しなかった場合でも、以下の **チェック結果** に従い、本誌内容のご確認をお願いします。

- 別居している曾祖父母がいる
- 60歳未満で、日額3,612円、月額108,334円、年収が130万円以上の収入がある
- 60歳以上で、公的年金の受給がなく、年額130万円以上の収入がある
- 60歳以上で、公的年金の受給があり、日額5,000円、月額150,000円、年額180万円以上の収入がある
- 障害年金を受給していて、日額5,000円、月額150,000円、年額180万円以上の収入がある
- 公的年金の受給がなく、他の収入と合わせて雇用保険給付を日額3,612円以上受給している又は受給する
- 公的年金の受給があり、他の収入と合わせて雇用保険給付を日額5,000円以上受給している又は受給する
- 別居している家族の収入額以上の送金（最低送金月額5万円）をしていない
- 就職などにより、他の社会保険に加入している

チェック結果

該当しなかった方

2022年11月以降、共済組合の被扶養者の要件確認をさせていただきます。
被扶養者の要件確認については、**P9**を必ずご確認ください！

1つでも該当した方

速やかに被扶養者証を返納してください！

その他必要な手続きがあります。**P10**を必ずご確認ください！

P6で 2 に該当した方

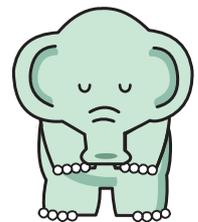
- 2022年7月1日～2022年9月1日の期間、協会けんぽから共済組合へ被扶養者データの提供に不同意の申出をされた方
- 2022年9月1日～2022年9月30日の期間に協会けんぽの被保険者となった方で「被扶養者証発行申請書」を提出しなかった方

被扶養者証の発行には手続きが必要です！

通常の被扶養者証発行申請の手続きを行っていただくこととなります。詳細は本誌P11～P16にてご確認ください。



2022年10月には多くの方が共済組合へ加入になりますので、通常時よりも審査から発行に時間を要することが見込まれます。予めご了承ください。



手続き方法は共済組合ホームページからもご確認ください。

TOPページ ▶

よくある手続きから探す ▶

被扶養者が増えた(認定) ▶

手続き方法



P7でチェック項目に該当しなかった方

被扶養者の要件確認が必要です！

●被扶養者証が発行されたのに、なぜ要件確認が必要なのです？

2022年10月に協会けんぽから共済組合に加入となる方につきましては、被扶養者証（保険証）が速やかにお手元に届くよう、通常の申請手続きとは異なる手順で対応しており、協会けんぽからの被扶養者データの提供に同意いただいた方には、原則手続き不要で被扶養者証を発行しています。

ただし、協会けんぽと共済組合では被扶養者の認定条件が異なるため、被扶養者証（保険証）を発行後、改めて共済組合の被扶養者の要件確認をさせていただきます。

●要件確認はどんなことをするのか？

共済組合の被扶養者として認定された2022年10月1日時点で、被扶養者の要件を備えていることを、ご提出いただいた資料により確認いたします。

確認の結果、要件に該当しないことが判明した場合は、事前にお知らせの上、2022年10月1日に遡及して認定をなかったこととします。

主に次の内容を確認しています。

- ①被扶養者の収入が、限度額未満であること。

確認資料：所得証明書、給与等証明書 等

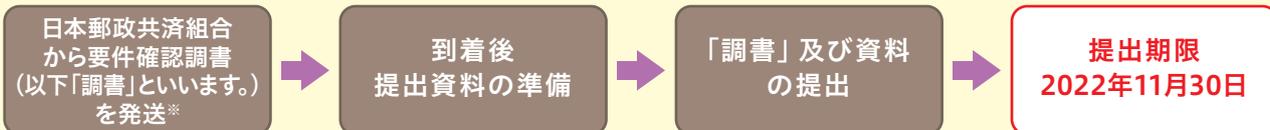
- ②組合員により被扶養者の生計が維持されており、国内居住要件を満たしていること。

確認資料：**2022年10月1日以降に取得した**住民票の写し、別居している被扶養者へ送金している通帳の写し（10月分）等

共済組合の被扶養者になれない場合は、国民健康保険等に加入することとなりますので、ご確認ください。



実施スケジュール



※10月21日から31日の間に自宅あてに順次発送します。

確認に必要な資料が提出されなかった場合

確認に必要な「調書」及び資料（不備等で追送を依頼した資料を含む）等の提出がなく要件確認が完了しない対象被扶養者は、「日本郵政共済組合被扶養者認定基準」第17条及び第19条に基づき、当共済組合の職権で被扶養者の認定を**2022年10月1日に遡及して、認定をなかったこととする場合がありますので、ご承知おきください。**



確認に必要な「調書」及び資料が提出されなかった、または認定要件に該当していないことが判明した場合、被扶養者証（保険証）を返納していただきます。なお、被扶養者証（保険証）を使用して医療機関等を受診された際には、**医療費の返還**をお願いすることとなります。あらかじめご承知おきください。

P7で1つでも該当した方

認定削除の手続きと被扶養者証の返納が必要です！

10月下旬以降に皆さまの自宅へ順次発送される要件確認調書一式(以下、「調書一式」と言います)に同封されている「要件確認調書」と「被扶養者の認定削除の申出書」を提出してください。併せて、10月20日以降に発行しました被扶養者証を上記書類と一緒に返送してください。

手続きの流れ

- 1 調書一式が到着後、同封されている「要件確認調書」と「被扶養者の認定削除の申出書」を記入してください。
- 2 お手元にある、日本郵政共済組合の被扶養者証の右下をイラスト(右図)のように切り取ってください。
- 3 調書一式に同封されている返信用封筒で①と②を返送してください。



提出期限

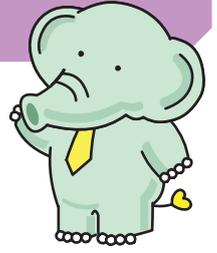
調書一式が到着後に速やかに提出してください!!



認定削除の手続きと被扶養者証の返納が必要な方であっても、11月30日までに手続きが必要な書類等が提出されない場合は、「日本郵政共済組合被扶養者認定基準」第17条及び第19条に基づき、当共済組合の職権で被扶養者の認定を2022年10月1日に遡及して、認定をなかったことにする場合があります。



家族を被扶養者にするとき ～被扶養者の認定～



P6で「2」に該当した方はここからチェックしてください。

家族を被扶養者にするときは、組合員本人が会社を介さず直接共済組合に申告してください。

共済組合は認定対象者が被扶養者の要件を備えているか申告時に提出いただいた書類を審査します。

被扶養者として認定された場合、審査終了後2週間程度で組合員のご自宅あてに被扶養者証（保険証）が郵送されます。

被扶養者の要件

被扶養者として認定されるためには、次のすべての要件を備えていなければなりません。

要件1 被扶養者の範囲内であること

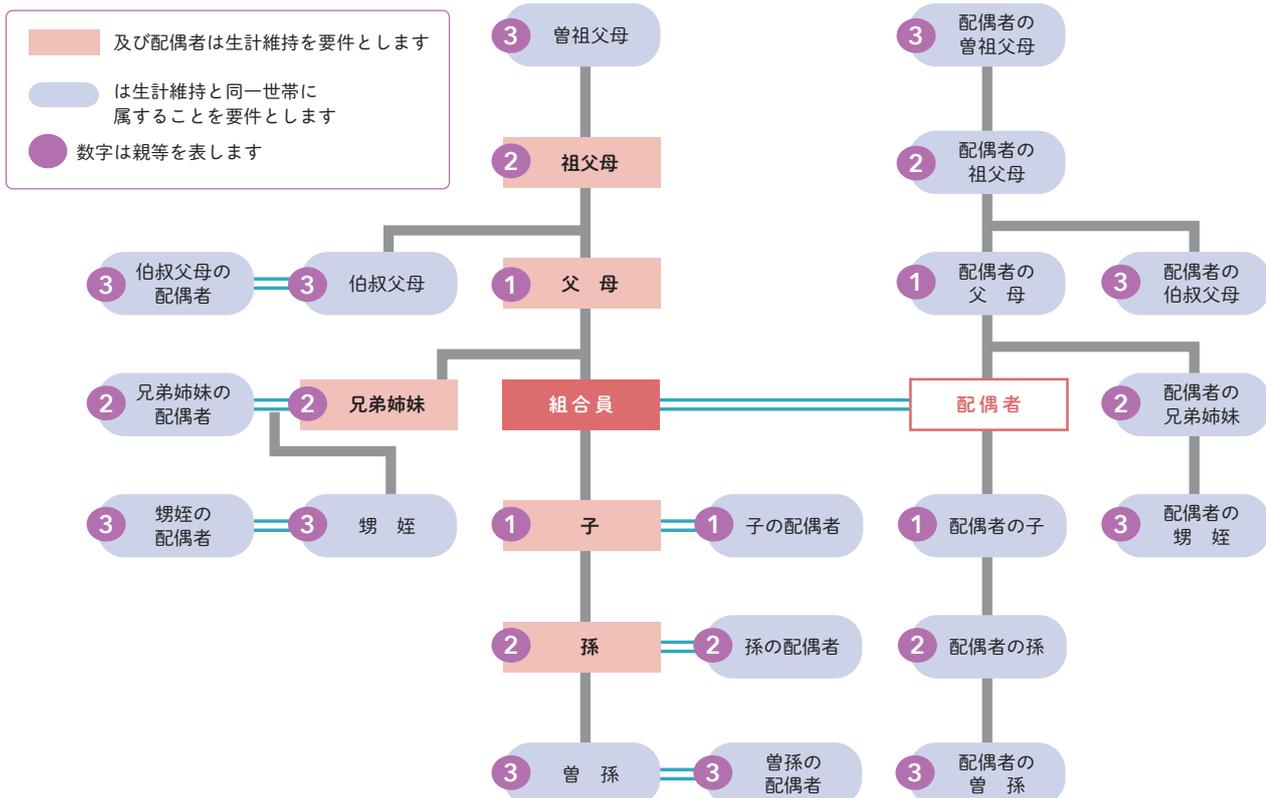
被扶養者の範囲は下図の三親等内の親族です。

組合員と生計維持関係があること、親族によっては組合員と同一世帯に属すること（同居）を要件とします。

【被扶養者の範囲】

組合員と同一世帯に属する 必要のない者	組合員と同一世帯に属する 必要がある者
<ul style="list-style-type: none"> ① 配偶者（内縁関係を除く） ② 子・父母（※1） ③ 孫・祖父母（※1） ④ 兄弟姉妹（※1） 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ ①～④以外の三親等内の親族 ⑥ 組合員と内縁関係にある配偶者及びその父母並びにその子（※2）

※1 養子縁組によるものも含む ※2 その配偶者の死亡後も同じ



● **要件2 生計維持関係の確認**

認定対象者はその生計を主として組合員によって維持されていなくてはなりません。

そのため、認定対象者は無職・無収入、又は年間収入が認定基準額未満であることが必要です。
(要件2-①)

また、別居の場合、認定対象者の生計を維持するために毎月1回以上、認定対象者の収入月額以上の金額を口座間送金していること(要件2-②)が必要です。

なお、組合員以外に共同扶養者がいる場合は、いずれの扶養者が「主として生計を維持しているか」を確認します。(要件2-③)

要件2-① 収入が基準額未満であること

収入とは退職手当等の一時的なものを除き、株の運用収入や利子収入を含むあらゆるもの(非課税のものを含む)を指します。また、複数の収入がある場合は合算します。

※被扶養者の要件でいう収入とは所得税法の所得と異なり、収入金額から共済組合が認める必要経費を控除した額をいいます。

収入金額自体がマイナスで計上されることはないため、収入そのものがない場合は収入が0円となりマイナスになりません。

収入 = 収入金額 - 必要経費(共済組合が認めた経費に限る)

<収入の種類と収入の基準額>

収入の種類	収入の基準額
給与収入	次の①、②の両方の要件を満たしていることが必要です。 ※給与収入は、交通費、賞与を含んで算定します。 ①雇用条件に定める収入見込額が1か月108,334円未満 ②直近3か月の支給実績の平均月額が108,334円未満
雇保給付(失業給付)	日額3,612円未満
健保給付(傷病手当金)	次の①、②の両方の要件を満たしていることが必要です。 ①日額3,612円未満 ②月額108,334円未満
事業収入 (営業、不動産、農業等)	直近の確定申告書の 収入金額 から共済組合が認める必要経費を差し引いた額が130万円未満 ※共済組合が認める必要経費は①～⑥のみです。 ①売上原価 ②人件費 ③地代家賃(自宅と事業所が異なる場合のみ) ④種苗(農業収入の場合のみ) ⑤肥料(農業収入の場合のみ) ⑥小作料・賃借料(農業収入の場合のみ)
年金	※年金は遺族年金、すべての個人年金を含みます。 ①障害年金受給者及び60歳以上の公的年金受給者 年額180万円(月額150,000円/日額5,000円)未満 ②①以外の方 公的年金(非課税のものを含む)等、個人年金全てを合算した額が年額130万円(月額108,334円/日額3,612円)未満

要件2-② 送金の確認

同居を要件としない親族で別居している場合は、認定対象者に対し口座間送金が必要です。送金額は認定対象者の収入額以上でなくてはなりません。

ただし、認定対象者の収入が月額5万円を下回る場合は最低月額5万円の送金が必要です。

※送金方法は組合員名義から被扶養者名義の口座間送金とし、手渡しは認めていません。

要件2-③ 共同扶養者の収入の確認

共同扶養者とは、認定対象者の扶養義務を負っている者です。

共同扶養者の収入を比較し、収入がもっとも高い者の被扶養者とすることが原則のため、組合員の収入が他の共同扶養者の収入を上回ることが要件となります。

例) 子を扶養する場合は子の両親が共同扶養者に該当します。

組合員が父である場合、配偶者である母の収入を確認し、組合員の収入が配偶者の収入を上回っていれば、子を被扶養者として認定することができます。

要件3 他の健康保険に加入していないこと

次の方は被扶養者として認定できません。

- ・健康保険の被保険者（任意継続被保険者含む）
- ・共済組合の組合員
- ・後期高齢者医療の被保険者
- ・船員保険の被保険者

要件4 国内居住要件を満たしているかの確認

国内居住要件とは、日本国内に住民票があることをいいます。

ただし、日本国内に住民票がなくても、以下①～④に該当する場合、例外となります。

- ① 外国において留学をする学生
- ② 外国に赴任する組合員に同行する者
- ③ 観光、保養又は、ボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
- ④ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者（出生や結婚等）であって、②と同等と認められるもの

なお、日本国内に住民票があったとしても以下ア又はイに該当する方は、認定することはできません。

ア 「医療滞在ビザ」で来日した者

イ 「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した者

手続き方法

必要書類を提出期日までに共済組合に提出してください。

必要書類

- ・〔認定用〕被扶養者申告書
- ・確認資料

※確認資料については共済組合ホームページをご確認ください。

※マイナンバー、本籍の記載がないものを提出してください。

- ・国民年金第3号被保険者関係届（該当の場合）

※扶養される配偶者（20歳以上60歳未満）の方（任意継続組合員の配偶者を除く）が対象です。

●共済組合ホームページ掲載場所
トップページ▶よくある手続から
探す▶被扶養者が増えた（認定）

**提出期日**

扶養の事実が生じた日から30日以内

※30日を超えて申告した場合、その事実が生じた日からの認定ができなくなります。この場合、郵便の差出日（消印、又は追跡での確認）が認定日になりますのでご注意ください。なお差出日が確認できない場合は必要書類が共済組合に到着した日が認定日になります。

※「30日以内」とは、事実が生じた日の翌日から起算します。

被扶養者の資格確認

資格確認とは被扶養者がP11～P13の要件を欠いていないか確認をすることで、年1回（毎年10月頃）実施しています。

対象の組合員には案内書類が自宅あてに郵送されます。案内書類に従い、必ず必要書類を共済組合へ提出していただきます。

資格確認に必要な書類が提出されない場合は、「日本郵政共済組合被扶養者認定基準」第18条、第19条の規定により、共済組合の職権で被扶養者の認定を取り消すことがあります。

また、提出された書類を審査した結果、被扶養者の要件を欠いていると判断された場合、組合員は速やかに被扶養者の認定取消の手続きをしなければなりません。

●共済組合ホームページ掲載場所
トップページ▶用語から探す▶
被扶養者の資格確認



2022年10月1日に協会けんぽから共済組合へ加入となった方については、今年度は本誌P9の要件確認のみ実施します。
上記の資格確認は2023年10月頃が初回の実施となります。

家族を被扶養者から外すとき ～被扶養者の認定取消～

被扶養者が就職、収入増加、他の健康保険に加入及び国内居住要件を満たさなくなった等により、被扶養者の要件を欠くに至った場合、被扶養者の認定を取り消さなければなりません。

組合員本人が会社を介さず直接共済組合に速やかに申告してください。

なお、被扶養者の要件を欠いていることが判明し、共済組合からの再三の通知に応じず、被扶養者の認定取消の申告手続きを行わないときは、「日本郵政共済組合被扶養者認定基準」第19条の規定に基づき、共済組合の職権により被扶養者の認定を取り消すことがあります。

手続き方法

必要書類を速やかに共済組合に提出してください。

なお、事実が発生した日に遡って認定が取り消されます。

よって、取消日以降に被扶養者証（保険証）を使用した場合は、共済組合が負担した医療費等を返還しなければなりませんので十分に注意してください。

●必要書類

- ・（取消用）被扶養者申告書
- ・被扶養者証（保険証）
- ・「組合員証等返納票」
- ・「組合員証等亡失届」 ※組合員証等を亡失している場合はご提出ください。
- ・確認資料 ※確認資料については共済組合ホームページをご確認ください。

●提出期日

事実発生後速やかに。

●共済組合ホームページ掲載場所
トップページ▶よくある手続きから
探す▶被扶養者が減った（取消）



再交付について

万が一、組合員証（保険証）及び被扶養者証（保険証）を紛失、汚損又は破損した場合は、再交付の申請が必要です。

※組合員証（保険証）及び被扶養者証（保険証）の裏面の住所欄が不足する場合も同様の手続きです。

●手続き方法

「組合員証等再交付申請書」を共済組合に提出してください。

●発行スケジュール

申請から2週間程度で組合員の自宅あてに郵送されます。

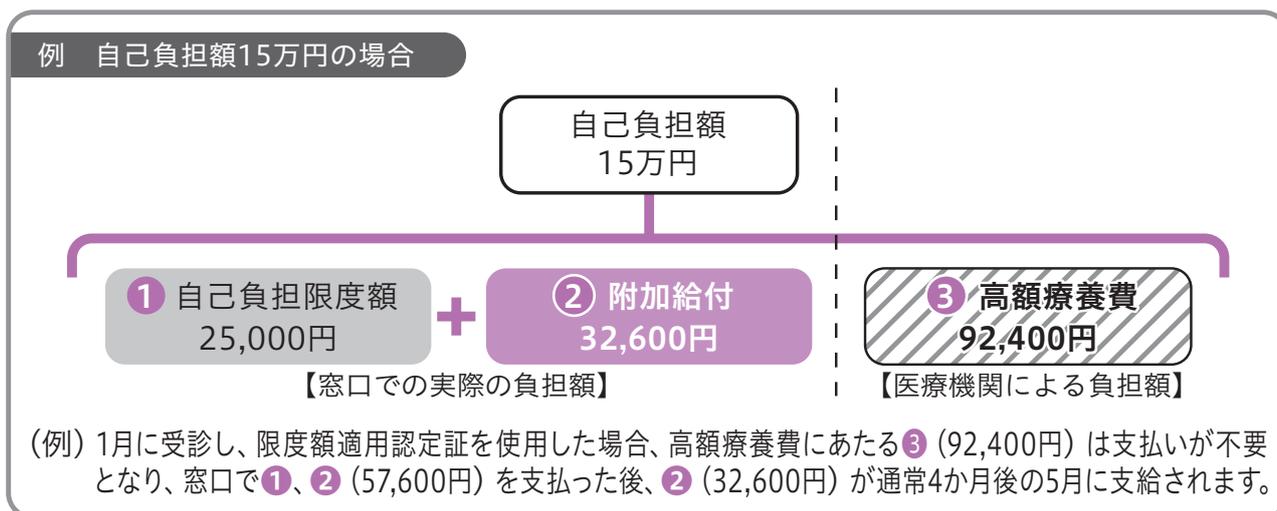
●共済組合ホームページ掲載場所
トップページ▶よくある手続きから
探す▶組合員証等の再交付/返納



その他の証について

限度額適用認定証

- 入院等で高額な医療費がかかる場合、限度額適用認定証を使用すると、窓口での自己負担額を軽減することができます。



※上記は支払い例です。負担額及び支給額については、診療報酬明細書（レセプト）に基づき算定するため、実際とは異なります。

※例示している金額は、標準報酬月額により異なります。

※限度額適用認定証の使用の有無を問わず、最終的な自己負担額は同じです。

提出書類	入手方法
限度額適用認定申請書	共済組合ホームページからダウンロード

※発行された限度額適用認定証の有効期限は最長1年です。有効期限が経過したものは必ず返納してください。

なお、次に該当した場合においても返納しなければなりません。

- ・組合員等の資格を喪失した時
- ・使用しなくなった時
- ・適用区分の変更等により、新証が交付された時

※返納方法はP16をご覧ください。

●共済組合ホームページ掲載場所
トップページ▶よくある手続きから
探す▶限度額適用認定証



限度額適用・標準負担額減額認定証

- 申請される組合員の方の収入が非課税であることを確認いたしますので、共済組合コールセンターへお問い合わせください。

特定疾病療養受療証

対象の特定疾病に該当する組合員（任意継続組合員含む）又は被扶養者の方は、事前に共済組合への申請により「特定疾病療養受療証」の交付を受け、組合員証等と併せて医療機関等に提示することにより、一定の自己負担額で対象疾病の治療が受けられます。

●対象疾病（特定疾病）

- ① 人工透析を行っている慢性腎不全
- ② 血友病
- ③ 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み厚生労働大臣の定める者に係るものに限る）

●自己負担額

10,000円

ただし、上記①の対象疾病で、標準報酬月額 53 万円以上の世帯で 70 歳未満の場合は 20,000 円

提出書類	入手方法
特定疾病認定申請書	共済組合ホームページからダウンロード

※腎臓移植による慢性腎不全の根治等、特定疾病でなくなった場合は届出が必要です。

●共済組合ホームページ掲載場所
トップページ▶用語から探す▶
特定疾病療養受療証



組合員証等の返納について

組合員が退職するときや被扶養者の認定を取り消す場合、組合員証等を返納しなければなりません。資格を喪失した後は全て無効です。

なお、被扶養者の認定の取り消し後、又は資格喪失後に組合員証等を病院等で使用した場合は共済組合が負担した医療費等を返還していただくことになります。

※不正使用は刑法上の犯罪に該当することがあります。

※医療費等の返還金が数百万円になるケースもありますので十分に注意してください。

●返納方法

- ① 組合員証等の右下を切り取ってください。

※切り取った破片は処分してください。

こちらを郵送



処分



処分

- ② 次のものをご提出ください。（提出先はP30をご覧ください）

- ・組合員証等返納票
- ・組合員証等

（組合員証（保険証）/被扶養者証（保険証）
限度額適用認定証/限度額適用・標準負担額減額認定証
特定疾病療養受療証/一部負担金等免除証明書

- ・組合員証等亡失届（組合員証を亡失された方のみ）

●共済組合ホームページ掲載場所
トップページ▶よくある手続きから
探す▶組合員証等の再交付/返納



病気やケガをしたとき

療養の給付

病院等の医療機関で組合員証等を提示することで、一部負担金（2割～3割）を支払うことで、診察・処置・投薬が受けられます。なお、業務上の原因等によるケガは労災保険が適用されます。組合員証等を使用して医療機関等で治療を受けることはできません。

●共済組合ホームページ掲載場所
トップページ▶短期給付事業▶
医療費のしくみ



高額療養費

自己負担限度額を超えた分の、保険適用診療又は調剤にかかる給付金

給付額

給付額は標準報酬の月額等によって異なりますが、一般的には、窓口での自己負担額から、以下の算定基準額を引いた金額になります。（高額療養費）

標準報酬月額	月単位の算定基準額（世帯ごと）	
		多数該当
83万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
53万～79万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
28万～50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
26万円以下	57,600円	44,400円

- 多数該当**：療養を受けた月以前の1年間（12か月）に同一世帯（組合員とその被扶養者）で3回以上高額療養費の支給を受けた場合は、4回目から「多数該当」となり、自己負担額が軽減されます。



多数該当については、共済組合加入前の回数は通算されないため、共済組合加入後4回目の高額療養費から多数該当となります。

- 合算高額療養費**：同一月・同一世帯内で21,000円以上の自己負担が複数ある場合は、その額を合算し、高額療養費の算定基準額を超えた額が「合算高額療養費」として支給されます。附加給付は、次の3つがあります。

- ① 一部負担金払戻金（組合員の診療）
- ② 家族療養費附加金（被扶養者の診療）
- ③ 家族訪問看護療養費附加金（被扶養者の訪問看護診療）

附加給付は、次の基準額を超え、高額療養費の算定基準額までの額が支給されます。（1,000円未満は不支給）

標準報酬月額	療養を受けた方が70歳未満の場合の附加給付基準額	
	25,000円以上の支払いが世帯で1件のみ	21,000円以上の支払いが世帯で2件以上※【世帯合算】
83万円以上	50,000円	100,000円
53万～79万円		
28万～50万円	25,000円	50,000円
26万円以下		

※その額を合算して高額療養費の算定基準額を超えた場合

計算例 〈事例1〉 受診月時点の標準報酬月額 260,000円
 窓口での自己負担額 300,000円（3割負担）

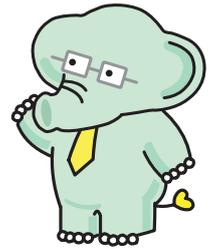
総医療費 1,000,000円		
窓口での自己負担額（3割） 300,000円	保険証の提示による共済組合負担額（7割） 700,000円	
最終的な自己負担 25,000円	附加給付（後日送金） 32,600円	高額療養費（後日送金） 242,400円

↑
附加給付の基準額
 25,000円

↑
高額療養費の基準額
 57,600円

※地方自治体の医療費助成を受けている場合、一部負担金払戻金・家族療養費附加金は支給対象外となる場合があります。
 ※附加給付の自己負担超過後の100円未満は切り捨てます。
 ※原則自動送金です。

高額療養費の対象となる自己負担額は、受診月ごと、受診者ごと、医療機関（医科、歯科、薬局）ごと、入院・通院ごとに計算します。



●共済組合ホームページ掲載場所
 トップページ▶給付・医療費から
 探す▶高額療養費

療養費・家族療養費

治療用装具の購入、組合員証等を携帯せずに医療機関等を受診した際の立替、海外で医療機関等を受診した際、かつ共済組合が認めた場合の費用に係る給付金

給付額 立替払いした際の保険者負担分の金額

●医師の指示により治療用装具を購入したとき

組合員又は被扶養者が、医師の指示によりコルセット、ギプス、義眼、弾性着衣等の治療用装具を購入した際の費用を後日、共済組合へ請求することで、それぞれの治療用装具により定められた基準でもって算定された額を療養費として受けとることができます。

●共済組合ホームページ掲載場所
 トップページ▶給付・医療費から
 探す▶治療用装具を購入した

●立替払い・はりきゅう等を受けたとき

組合員証等を携帯せず医療機関等を受診した場合、診療にかかった費用を後日、共済組合へ請求することで、保険者負担分が療養費として支払われます。

●共済組合ホームページ掲載場所
 トップページ▶給付・医療費から
 探す▶保険証を使わず立替えた

●海外の病院を受診したとき

組合員やその被扶養者が海外で急な病気やけがなどにより医療機関等を受診した場合、その負担した費用を後日、共済組合に請求することで費用の一部を療養費として受けとることができます。

※海外療養費としての支給額は、日本国内において治療に要する費用を基準として算定するため、現地医療機関でお支払いした額でもって保険者負担分は算定しないことから、実際にお支払いした額の1割程度又はそれ以下になる場合もあります。

●共済組合ホームページ掲載場所
 トップページ▶人生のイベントから
 探す▶病気・けが▶海外で受診した療養費の請求

移送費・家族移送費

緊急その他やむを得ず、病院に移送された際、かつ共済組合が認めた場合の費用に係る給付金

給付額 最も経済的な経路で算定した額、かつ実費の範囲内の金額

●共済組合ホームページ掲載場所
 トップページ▶短期給付事業▶立替払いをしたとき▶移送費・家族移送費

会社を休まなければならなくなったとき

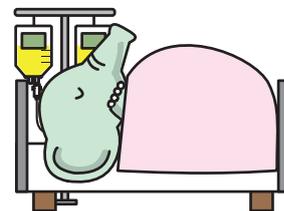
傷病手当金

業務によらない病気やけがの療養で、組合員が勤務できず、給与の全額または一部が支給されない場合の手当金

組合員が仕事によらない病気のため勤務に服さず、給与の全額又は一部が支給されないときは、**初診日**(※1)以降で、勤務できなくなった日から起算して4日目(※2)から傷病手当金を請求することができます。

※1 傷病手当金受給の原因となった私傷病のために初めて病院にかかった日をいいます。

※2 実際にその療養のために勤務できなくなった最初の**連続する3日間**が必要です。



給付額 1日につき、標準報酬の日額(※)の2/3の額

給付期間 ● 結核性の病気：3年間(法定給付)、6か月(附加給付)

● それ以外の病気やけが：1年6か月(法定給付)、6か月(附加給付)

傷病手当金における法定給付の支給期間は、協会けんぽと共済組合の間で引き継がれず、共済組合加入後から法定給付を開始します。

ただし、切替時には新たに3日間の待期期間が必要となるため、その間は無支給となります。

● 共済組合ホームページ掲載場所
トップページ▶給付・医療費から
探す▶傷病手当金



休業手当金

被扶養者の病気やけがのために、欠勤となり、給与の全額または一部が支給されない場合の手当金

給付額 欠勤した期間1日につき、標準報酬の日額(※)の50/100の額

給付期間 欠勤の事由ごとに給付期間は異なります。個別にご案内いたします。

支給の対象となる欠勤の主な理由

- ・ 被扶養者の病気、又は負傷
- ・ 配偶者の出産
- ・ 組合員の業務によらない不慮の災害
又はその被扶養者の不慮の災害など



● 共済組合ホームページ掲載場所
トップページ▶短期給付事業▶仕
事を休んでいるとき▶休業手当金



出産手当金

組合員本人の出産により、勤務ができず給与が減額された場合の手当金

給付額 1日につき、標準報酬の日額(※)の2/3の額

給付期間 ● 出産の日以前42日から(出産予定日より遅れた場合には予定日で算定され、多胎出産の場合は出産の日以前98日で算定される)

● 出産の日後56日まで

● 共済組合ホームページ掲載場所
トップページ▶短期給付事業▶仕
事を休んでいるとき▶出産手当金



(※) 手当金等の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12か月間の各月の標準報酬月額平均額の1/22

災害にあったとき

災害見舞金



非常災害^(※)による住居や家財への損害にかかる見舞金

※主として天災を指しますが、火事などの人為的災害も含まれます。ただし、盗難は含まれません。

給付額 損害の程度に応じて標準報酬の0.5か月～3か月分。

住居の損害の程度は、り災証明書の損害程度に基づき判定し、基準は以下の表のとおりです。

内閣府の基準 (り災証明書)	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊 一部損壊
国共法別表第1 災害見舞金	全壊相当の 損害	1/2以上相当の 損害	1/3以上相当の 損害	1/3未満相当の損害	
住居換価月数	2月	1月	0.5月	0月	

家財の損害は、組合員が提出した書類により、共済組合が確認した損害の程度に応じた換価月数を、国共法上の基準に従い算出します。

●共済組合ホームページ掲載場所
トップページ▶給付・医療費から
探す▶災害見舞金



弔慰金・家族弔慰金

非常災害^(※)により、組合員及び被扶養者が死亡した場合の弔慰金

非常災害により組合員又は被扶養者が死亡した場合、弔慰金、又は家族弔慰金が支給されます。

※主として天災を指しますが、その他予測し難い事故を含みます。ただし故意、又は重過失に起因するものは除きます。

- 給付額**
- 弔慰金：組合員の標準報酬月額に相当する金額
 - 家族弔慰金：組合員の標準報酬月額の70/100に相当する金額

●共済組合ホームページ掲載場所
トップページ▶人生のイベントから
探す▶死亡



子どもが生まれたとき

出産費・家族出産費

組合員及び被扶養者の出産にかかる給付金

組合員本人又は被扶養者が出産[※]したときは出産費・家族出産費を請求することができます。

※妊娠4か月(85日)以上の出産、死産、人工妊娠中絶をいいます。

なお、請求手続きは、以下の制度利用の有無で異なります。

給付額	産科医療保障制度 への加入	1児につき	
		出産費(家族出産費)	出産費附加金
	加入あり	420,000円	40,000円
	加入なし	408,000円	40,000円



●直接支払い制度と受取代理制度について

両制度は、出産費用のうち42万円(又は、40.8万円)を超えた分を医療機関の窓口でお支払いいただき、当該給付金の受け取りを出産する本人や家族に代わって医療機関側が行う制度です。この制度の利用を希望する場合は出産前に制度を利用したい意思を医療機関に伝え、それぞれ所定の手続きが必要です。医療機関によってどちらの方法を採用しているか異なりますので、事前に確認しておく必要もあります。

● 出産費附加金・家族出産費附加金

支給額は1児につき**4万円**となります。

● その他

死産・人工妊娠中絶の場合、請求の際に必要な書類は個別に案内をしますので、まずは共済組合へお問い合わせください。

● 共済組合ホームページ掲載場所
 トップページ▶給付・医療費から
 探す▶出産費・家族出産費



死亡したとき

埋葬料・家族埋葬料

組合員及び被扶養者が死亡時の埋葬料にかかる給付金

組合員が業務外の理由で死亡した場合、被扶養者又は被扶養者がいないときには、埋葬を行った方が埋葬料を請求することができます。また、被扶養者が死亡した場合は家族埋葬料を請求することができます。

給付額

- 埋葬料：① 被扶養者が請求するとき…50,000円
 ② 被扶養者以外が請求するとき…50,000円の範囲内で埋葬に要した費用の金額
- 家族埋葬料：組合員が請求するとき…50,000円

● 共済組合ホームページ掲載場所
 トップページ▶給付・医療費から
 探す▶埋葬料・家族埋葬料



**各給付金の支給申請の詳細手続きについては
 各項目の二次元コード等より、
 共済組合ホームページをご確認ください。**

5

福祉事業

保健事業の紹介（検診費・助成等について）

人間ドック・がん検診・脳ドック助成

組合員とその被扶養者の健康の保持増進、疾病予防等のため、以下のとおり各種検診費の一部について助成しています。ぜひ、ご利用ください。

人間ドック 年度内に1回助成します。組合員本人の方は、日本郵政グループ各社で募集を行っている人間ドックに申込み、指定された医療機関で受検してください。医療機関に支払う受検料は、あらかじめ助成金額を差引いた料金です（会社を通さず個人で申込んだ人間ドックは助成対象外です。）。被扶養者（配偶者）と任意継続組合員の方は、医療機関で料金の全額を支払った後に、受検費用を共済組合へ請求してください。

がん検診 胃がん・子宮がん・乳がん・肺がん・大腸がん検診費の一部について、検診1項目につき年度内1回のみ助成します。

脳ドック 頭部MRI、頭部MRAについて、年度内1回のみ助成します。

		組合員			任意継続組合員	
		本人	被扶養者		本人	被扶養者
			配偶者	その他		
人間ドック 35歳以上	検診対象	※ (ただし50歳未満は 奇数年齢に限る)	○	×	○	×
	助成額		上限16,000円		上限20,000円	
がん検診 30歳以上	検診対象	○				×
	助成額	1項目検診につき、上限3,500円				
脳ドック 30歳以上	検診対象	○	×	×	○	×
	助成額	上限20,000円			上限20,000円	

※組合員は日本郵政グループ各社で募集している人間ドックのみ助成対象です。自己負担額は、人間ドックの検診費から助成額を差引いた金額となっているため、共済組合への手続きは不要です。

●共済組合ホームページ掲載場所
トップページ▶人生のイベントか
ら探す▶人間ドック・各種検診



特定健康診査・特定保健指導

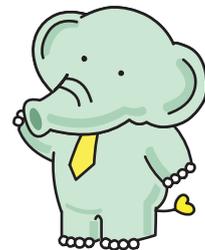
特定健康診査・特定保健指導が受けられます。

●特定健康診査（以下「特定健診」といいます）

特定健診とは偏った食生活や運動不足などの生活習慣が引き起こす、糖尿病や脂質異常症、高血圧症などの生活習慣病を予防又は早期発見するための健康診査です。次の対象者の方は年度内に1回受診することができます。

対象者 当該年度に40～74歳となる方で、かつ、4月1日現在、次の①～③のいずれかに該当する方
① 組合員の被扶養者 ② 任意継続組合員 ③ 任意継続組合員の被扶養者

※組合員本人は、日本郵政グループ各社で募集を行っている定期健康診断を受診することにより、特定健診を受診したことに代えますので改めて受診する必要はありません。



受診当日は受診券と組合員証（保険証）、被扶養者証（組合員証）を忘れないようにしましょう！

費用 無料

受診の予約 受診券に同封の**実施機関一覧表**（又は**共済組合ホームページ**）から、希望する実施機関を選択し、事前に実施機関に直接予約してください。
※ご希望の実施機関で受診できない場合もあります。

人間ドックがお得に受検できる場合があります。

受診券を使って人間ドックを受検すると、特定健康診査の費用を差し引いた金額で人間ドックを受検できる場合があります。

※受診券の取扱いは、実施機関により異なりますので、事前に実施機関へご確認ください。

●特定保健指導

糖尿病や心臓病等の生活習慣病を予防し、健やかな生活を送れるよう、個々の健診結果や生活状況に合わせて、医師や保健師等の専門家から重症化を防ぐためのアドバイスを受けることができるプログラムです。

対象者 1 組合員

定期健康診断の結果により特定保健指導の対象者となった方には、共済組合が委託する企業等から連絡をします（条件に該当しない方には連絡しません。）。

2 組合員の被扶養者・任意継続組合員本人・任意継続組合員の被扶養者

特定保健指導の対象者となった方には、共済組合から「特定保健指導利用券」とお知らせ等を送付します（条件に該当しない方には送付しません。）。

なお、自己負担はありませんので、積極的にご活用ください。

※特定保健指導は3か月～6か月のプログラムです。途中で組合員資格を喪失、又は被扶養認定を取り消された方は、特定保健指導が途中で資格喪失日、又は認定取消日で終了となりますので、ご了承ください。

〈参考資料〉特定保健指導階層化基準 特定保健指導対象の判断基準です

腹囲	追加リスク		対象	
	①血糖②脂質③血圧	④喫煙歴	40-64歳	65-74歳
≧85cm（男性） ≧90cm（女性）	2つ以上該当	—	積極的 支援	動機付け 支援
	1つ該当	あり なし		
上記以外でBMI ≧25	3つ該当	—	積極的 支援	動機付け 支援
	2つ該当	あり なし		
	1つ該当	—		

※1 腹囲の測定に代えて内臓脂肪面積の測定を行う場合には、内臓脂肪面積が100cm²以上

※2 追加リスクの基準値は以下のとおり

- ①血糖 … 空腹時血糖値100mg/dl以上又はHbA1c5.6%以上
- ②脂質 … 中性脂肪150mg/dl以上又はHDLコレステロール値40mg/dl未満
- ③血圧 … 最高（収縮期）血圧130mmHg以上／最低（拡張期）血圧85mmHg以上
- ④喫煙歴 … 6か月以上吸っている者であり、最近1か月間も吸っている者

※3 一線欄は喫煙歴が階層化の判定に関係ないことを示す

※4 糖尿病、高血圧症又は脂質異常症（高脂血症）の治療に係る薬剤を服用している者は除く

●共済組合ホームページ掲載場所
トップページ▶人生のイベントから探す▶人間ドック・各種検診



宿泊助成

かんぼの宿等・KKRホテル&リゾート宿泊の際、チェックイン時に組合員証等を提示すると、割引が受けられます。

対象の宿泊施設	割引料金
かんぼの宿等	1人1泊につき1,500円
KKRホテル&リゾート	詳しくは各宿泊施設にお問い合わせください。

- 割引を受けられる方全員の組合員証等が必要です。
- 対象宿泊施設は共済組合ホームページをご覧ください。
- 利用方法、割引料金等につきましては、各宿泊施設にお問い合わせください。

●共済組合ホームページ掲載場所
トップページ▶福祉事業▶保健事業▶宿泊・レク・その他▶宿泊助成（かんぼの宿等・KKRホテル）



レクリエーション行事助成

日本郵政グループ各社で行われる行事、かつ、要件を満たしている行事の費用の一部を助成します。助成対象の費用、要件につきましては共済組合ホームページをご覧ください。

助成対象になる行事
社内レクリエーション行事
サークルレクリエーション行事（日本郵政グループ各社のレクサークルが主催するもの）

- レクリエーション行事助成は健康増進を目的としているため、「飲食を目的とする行事」や「飲酒（ノンアルコール飲料含む）を伴う行事」、「参加料や入場料を伴う行事」は助成対象外です。

●共済組合ホームページ掲載場所
トップページ▶福祉事業▶保健事業▶宿泊・レク・その他▶レクリエーション行事助成（社内・サークル）



健康・メンタルヘルス電話相談（通話料・相談料無料）

メンタルヘルス・健康・医療・介護に関する相談に、カウンセラーや専門の相談員がお答えします。秘密厳守で24時間・年中無休で相談を受けられます。ご利用は組合員（任意継続組合員を含む。）とその被扶養者に限られます。

0120-84-5225

0120-36-2772

0120-53-0110

※電話番号による相談区分はありません。

メンタルヘルス専門「心の健康電話相談」

医療機関のご案内	電話相談の内容や事情によっては医療機関等をご案内します。
対応者	専門機関のカウンセラー

電話健康相談「ヘルシーダイヤル」

相談できる内容	健康、医療、介護、福祉などに関すること全般
対応者	保健師、看護師等の相談員

育児・介護の電話相談

相談できる内容	育児・介護に関すること
対応者	保健師・介護士等

※相談内容によっては、すぐに回答できない場合もあります。

●共済組合ホームページ掲載場所
トップページ▶福祉事業▶保健事業▶健康増進▶健康・メンタルヘルス電話相談



無料の歯科健診

共済組合が業務を委託している歯科健診センターの提携歯科医院であれば、無料で歯科健診を受けることができます。詳細および歯科健診センター（提携歯科医院）については、共済組合ホームページをご覧ください。

●共済組合ホームページ掲載場所
トップページ▶福祉事業▶保健事業▶健康増進▶無料の歯科健診



貸付事業の紹介（共済貸付金について）



貸付制度を利用できる方には制限があります。
貸付制度が利用できるのは退職金の支給がある次の方のみです。

- (1) 正社員（短時間勤務職コースを含む。）
- (2) シニア職（短時間勤務職コースを含む。）

貸付制度

貸付制度は、相互扶助の精神に基づき設けられている福祉事業の一つであり、その趣旨からおのずと貸付の行える範囲に制限が設けられています。

貸付種類について、詳しくは、共済組合ホームページをご確認ください。

また、貸付金の用途に応じた貸付種類や要件（申込資格、金額、弁済期間、利率など）が定められています。

貸付の種類	要件	貸付限度額	貸付利率
普通貸付（※1）（一般又は物資）		190万円	年4.26%（※3）
特別貸付（※1）	組合員期間が 継続して 6か月以上	教育	440万円（1回の限度額は190万円）
		結婚	190万円
		災害	380万円
		葬祭	190万円
		医療	380万円
一般住宅貸付	組合員期間が 継続して 3年以上	限度額については、個人により異なり、状況によって増減する場合があります。 （最低保証額300万円～最高限度額2,000万円）	年1.33%（※3）
特別住宅貸付（※2）	組合員期間が 継続して 20年以上	貸付申込日を退職の日と仮定した場合の退職手当額の範囲内 （最高限度額2,000万円）	

※1 普通貸付、特別貸付の総貸付限度額は630万円以内です。

※2 2年以内に自己都合退職または5年以内に定年退職を予定している組合員が対象です。

※3 2022年4月1日からの適用利率。なお、貸付金利率については、毎年4月に見直されます。

提携住宅ローン

融資対象及び利率などの詳細については以下の提携銀行までお問い合わせください。

●提携銀行

三菱UFJ信託銀行、三井住友信託銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、りそな銀行（埼玉りそな銀行）の6行

●共済組合ホームページ掲載場所
トップページ▶人生のイベントから探す▶資金が足りないとき▶資金が足りないときの共済貸付制度



貯金事業の紹介（団体積立年金「みらい」について）



「みらい」を申込みできる方には制限があります。

「みらい」へ申込みいただけるのは、長期の積立が可能となる次の方のみです。

- (1) 正社員（短時間勤務職コースを含む。）
- (2) シニア職（短時間勤務職コースを含む。）
- (3) 再雇用シニア職（短時間勤務職コースを含む。）
- (4) アソシエイト社員

※次回募集期間（2023年4月から7月まで）、加入日は2024年1月1日（給与控除開始月2024年1月）予定

団体積立年金保険「みらい」とは

公的年金を支える社会経済基盤や働き方が大きく変化する中、公的年金・60歳～65歳までの給与等を補完するため、共済組合に加入している組合員（上記枠内の（1）から（4）の組合員に限る。）自身が任意に加入することのできる「自助努力型」の団体積立年金保険（拠出型企業年金保険）です。

「みらい」の特徴

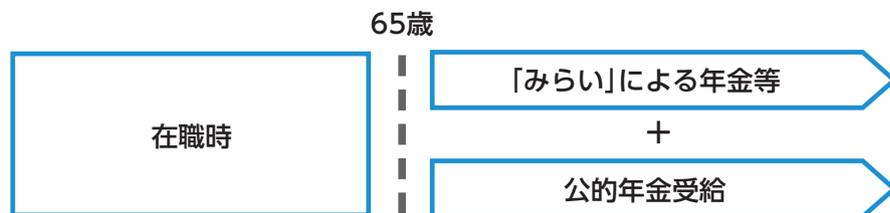
- 1 掛金は給与から控除されます。
- 2 目的に合わせた2つのコース
➡ 積立金の払出ができる「一般型コース」と個人年金保険料控除適用の「個年型コース」があります。
- 3 生活設計に応じて毎年口数の見直しが可能
- 4 予定利率の魅力
➡ 予定利率は共済組合ホームページ等でご確認ください。将来変更になる場合があります。

積立金の受取

「みらい」の積立金は、退職又は任意脱退により、年金での受取（年齢や加入年数等により年金として受け取れない場合があります。）又は一時金（一括）での受取のどちらかを選択できます。

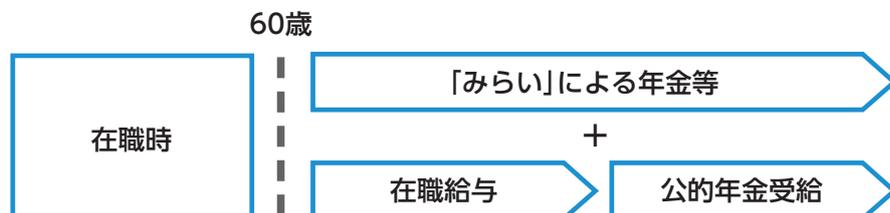
【受取パターン1】

65歳からの公的年金を補う方法



【受取パターン2】

60歳からの給与を補う方法



●共済組合ホームページ掲載場所
トップページ▶福祉事業▶貯金事業▶団体積立年金保険「みらい」



6

その他

- 任意継続組合員について
- 死亡のときの手続きなど
- 各種届出書類の送付先
- 出産・育児休業のときの手続きなど
- 氏名・住所・振込口座の変更について
- 電子申請ご利用のお願い

任意継続組合員について

退職後任意継続組合員になれば、退職日の翌日から最長2年間、日本郵政共済組合の短期給付及び福祉事業が受けられます。

※一部、在職中と比べて給付対象外となるものもあります。

任意継続組合員選択のポイント

- ① 退職後、どの健康保険を選んでも、医療費の負担は3割
- ② 共済組合は他の健康保険にない制度やサービスがある
- ③ 退職直後の1年間は前年の収入が影響して国民健康保険料は高くなる傾向にある
- ④ 被扶養者がいる場合は、組合員本人分(1名分)の掛金で済むため、任継の方が安くなる傾向
- ⑤ 任継掛金は会社の半額負担がなくなるため、在職中の共済掛金の2倍となる



任意継続組合員になるための要件と手続きに必要な書類

任意継続組合員になる要件 (全てを満たす必要があります。)	提出書類等
<ol style="list-style-type: none"> ① 退職日の前日までに継続して1年以上の組合員期間があること ※2022年10月1日に協会けんぽから共済組合へ加入になった方は、協会けんぽの加入期間を通算する経過措置があります 	<ul style="list-style-type: none"> ・「任意継続組合員となるための申出書」 ・「自動払込利用申込書」
<ol style="list-style-type: none"> ② 「任意継続組合員となるための申出書」を事前に提出し、退職日を含めて20日以内に初回の任意継続掛金を払い込むこと 	
<ol style="list-style-type: none"> ③ 再就職する場合は、次のいずれかに該当しないこと (1) 健康保険の適用がある会社に再就職 (2) 短期アルバイト及びパート〈健康保険適用あり〉に再就職 	

任意継続組合員をやめる要件と手続きに必要な書類

任意継続組合員をやめる要件 (いずれかに該当するとき)	提出書類等
<ol style="list-style-type: none"> ① 就職により、他の健康保険に加入したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・「任意継続組合員脱退申出及び任意継続掛金還付請求書」 ・①の場合、新しく加入した健康保険証の写し
<ol style="list-style-type: none"> ② 死亡したとき 	
<ol style="list-style-type: none"> ③ 国民健康保険に加入、又は家族の健康保険の被扶養者になることを希望したとき(申出の翌月初日にやめることとなります) 	

※任意継続組合員の資格喪失後は速やかに任意継続組合員証を返納してください。

●共済組合ホームページ掲載場所
トップページ▶よくある手続から
探す▶任意継続組合員加入/脱退



出産・育児休業のとき



出産費・家族出産費

P20をご確認ください。

産前産後休業のとき

申出により共済組合掛金の免除を受けることができます。

どんなとき	提出書類
産前産後休業期間中、共済組合の掛金の免除を受けたいとき	産前産後休業期間掛金免除申出書

※産前産後休業期間が確定してから（子の出生後等）に提出してください。

●共済組合ホームページ掲載場所
 トップページ▶よくある手続から探す▶
 産休/育児時の掛金▶産前産後休業取得者の掛金等に関する特例



産前産後休業から復帰したとき

以下の条件にあてはまる場合は、申出により、9月からの適用の定時決定を待たずに標準報酬の月額（短期掛金）の改定を受けることができます。

条件	提出書類
<ol style="list-style-type: none"> 産前産後休業から復帰後、引き続き育児休業を取得しない場合 勤務時間の短縮等により給与が低下した場合 	標準報酬産前産後休業終了時改定申出書

※申出をしても改定されない場合もあります。

※厚生年金の保険料の改定はお勤め先へご相談ください。

育児休業のとき

申出により共済組合掛金の免除を受けることができます。

どんなとき	提出書類
育児休業期間中、共済組合の掛金の免除を受けたいとき	育児休業等期間掛金免除申出書

※育児休業の辞令が発令されてから提出してください。

育児休業から復帰したとき

以下の全ての条件にあてはまる場合は、申出により、9月からの適用の定時決定を待たずに標準報酬の月額（短期掛金）の改定を受けることができます。

条件	提出書類
<ol style="list-style-type: none"> 育児休業から復帰した 3歳未満の子を養育している 勤務時間の短縮等により給与が減少した 	標準報酬育児休業等終了時改定申出書

※申出をしても改定されない場合もあります。

※厚生年金の保険料の改定はお勤め先へご相談ください。

●共済組合ホームページ掲載場所
 トップページ▶よくある手続から探す▶産休/育児時の掛金



死亡のとき



埋葬料・家族埋葬料

P21をご確認ください。

組合員証(保険証)の返納及び被扶養者の認定取消

●組合員が死亡した場合

組合員が死亡した日の翌日から組合員の資格を喪失します。また、組合員の資格を喪失することに伴い、被扶養者の資格も喪失します。

<必要手続き>・組合員証等の返納 ※手続き方法はP16をご覧ください。

●被扶養者が死亡した場合

被扶養者が死亡した日の翌日から被扶養者の資格を喪失します。

<必要手続き>・被扶養者の認定取消 ※手続き方法はP14をご覧ください。

・被扶養者証をはじめとする組合員証等の返納 ※手続き方法はP16をご覧ください。

氏名・住所・振込口座の変更

氏名、住所、振込口座を変更したときは、以下のとおり届出が必要です。

対象	変更したい内容		
	氏名	住所	振込口座
組合員	お勤め先事業所の総務担当に届け出てください。		
組合員 (特定の事業所に勤務される方のみ) (※)	お勤め先事業所の総務担当に届け出るほか、共済組合には次の書類を提出してください。		
	氏名等変更届出書 提出先：標準報酬・任継担当	振込口座・住所 新規・変更届出書 提出先：標準報酬・任継担当	
任意継続組合員	氏名等変更届出書 提出先：標準報酬・任継担当	振込口座・住所 新規・変更届出書 提出先：標準報酬・任継担当	
被扶養者	氏名等変更届出書 提出先：被扶養者担当		
被扶養者(配偶者)	国民年金第3号被保険者関係届 提出先：被扶養者担当		

※日本郵政株式会社宿泊施設管理室及びかんぽの宿/独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構/日本郵政共済組合

●共済組合ホームページ掲載場所
トップページ▶よくある手続から
探す▶各種変更(氏名・住所等)



各種届出書類の送付先

① 送付先

〒330 - 9792 (被扶養者担当を除く)
 埼玉県さいたま市中央区新都心3 - 1
 日本郵政共済組合共済センター
 ○○担当 あて

〒330 - 9793 (被扶養者担当専用)
 埼玉県さいたま市中央区新都心3 - 1
 日本郵政共済組合共済センター
 被扶養者担当 あて

※封筒のあて先には、必ず担当名を記載してください。

なお、担当名が不明の場合は、申請内容を封筒余白にご記載くださいますようお願いいたします。

※郵送料は差出人の負担です。

<お問い合わせ> ●共済組合コールセンター (通話料無料) 0120 - 97 - 8484

受付時間:午前9時~午後6時 (土、日、祝日及び年末年始(12/29~1/3)を除く。)

ただし、以下の届出書類については、送付先が変わりますのでご注意ください。

② 組合員証(保険証)等のみの返納先

〒100 - 8782
 日本郵便株式会社 銀座郵便局 私書箱第786号
 日本郵政共済組合共済センター
 被扶養者担当 あて

<お問い合わせ>

①と同じです。

※共済組合から交付している組合員証等のみ返納してください。

※組合員証等以外の他の書類が含まれる場合は、上記①に送付してください。

③ 傷病手当金の請求書類の送付先

〒277 - 8691
 日本郵便株式会社 柏郵便局 私書箱 第5号
 (株)グロップ内 日本郵政共済組合
 傷病手当金担当 あて

<お問い合わせ>

(通話料無料) 0120 - 586 - 028

受付時間:午前9時~午後6時

(土、日、祝日及び年末年始(12/29~1/3)を除く。)

担当名	主な担当事務
標準報酬・任継担当	<ul style="list-style-type: none"> ●共済掛金(短期・介護)、標準報酬関連 ●産前産後休業や育児休業のときの掛金免除 ●退職後の任意継続組合員
被扶養者担当	<ul style="list-style-type: none"> ●組合員証(保険証)及び被扶養者証(保険証) ●被扶養者の認定、認定取消 ●国民年金第3号被保険者関連 ●限度額適用認定証、特定疾病療養受療証
給付担当	<ul style="list-style-type: none"> ●保健給付(療養費、高額療養費、出産費等) ●休業給付(傷病手当金、出産手当金、休業手当金) ●災害給付(災害見舞金、弔慰金) ●交通事故に遭ったときや他人から被害を受けたときの医療費 ●その他、医療費に関すること
助成担当	<ul style="list-style-type: none"> ●各種検診費助成(人間ドック検診、がん検診、脳ドック検診) ●特定健康診査・特定保健指導 ●宿泊助成 ●レクリエーション助成、その他健康増進に関すること
貸付・みらい担当	<ul style="list-style-type: none"> ●各種共済貸付、提携住宅ローン ●団体積立年金保険「みらい」
広報担当	<ul style="list-style-type: none"> ●共済組合ホームページ、広報誌

電子申請ご利用のお願い ～証明書類の即時発行が可能です～

電子申請とは、インターネットを利用して、ご自宅のパソコンやスマートフォンから**原則として24時間（システムメンテナンス時間帯を除く）、申請・届出ができる**手続き方法です。

ぜひ利用登録をお願いします！



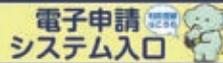
証明書類が即時発行できるため、**往復の郵送及び書類の受付処理にかかる日数を短縮**できます。

「申請」ボタンを押下後、証明書のPDFファイルをダウンロードし、**ご自宅のプリンター又はコンビニ等のプリントサービスで印刷してすぐに使用**することができます。

利用登録はこちらから

TOPページ

電子申請ページバナー



利用登録フォーム



●電子申請の対象となるもの ※対象様式は順次追加します。

- | | |
|--------------------------|--------------|
| ① 資格証明書 | ② 資格喪失証明書 |
| ③ 共済組合員期間証明書・被扶養者認定期間証明書 | ④ 共済掛金等払込証明書 |

●電子申請が便利な場面（資格証明書の発行申請）

●電子申請システムのご利用に当たって 電子申請をご利用になるには、事前に利用登録が必要です。

～ご利用までの流れ～（所要時間の目安：約5分）

- | | |
|-------------------------|----------------------------|
| 1 共済組合ホームページから電子申請にアクセス | 2 メールアドレスの事前登録 → 登録完了メール受信 |
| 3 本人確認書類の画像アップロード等 ※ | 4 電子申請利用登録 → 利用登録完了メール受信 |
| 5 ログイン後、利用開始 | |

※ 画像アップロードの注意点

- 画像撮影時は、蛍光灯などの光が反射しないよう、本人確認書類の**真上から水平に撮影**してください。
- 画像が反射や擦れ等で読み取れない場合に備え、2枚（共済組合員証と運転免許証の組み合わせ可）アップロードしてください。
- 共済組合員証と運転免許証以外（特にマイナンバーカードの裏面）はアップロードしないでください。

記事についての照会は、コールセンター又はホームページのお問い合わせフォームからお願いします。

TOPページ

お問い合わせ

お問い合わせフォーム





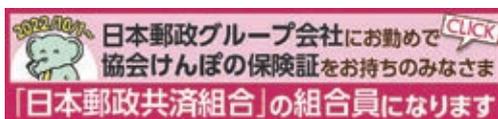
ゆうせい共済特別号 Vol.8 保存版

2022年10月発行

わからないことがありましたら、共済組合ホームページをご覧ください
共済組合コールセンターをご利用ください。

●共済組合ホームページ

<https://www.yuseikyosai.or.jp/>



TOPページ右側にある
こちらのバナーよりご確認ください。

郵政共済

検索

●共済組合コールセンター

(通話料無料) **0120-97-8484**

受付時間:午前9時～午後6時

[土、日、祝日および年末年始(12/29～1/3)除く]

※電話番号はお間違えのないようお願いいたします。